

旭川市緑の審議会の委員を募集します

旭川市緑の審議会は、本市の条例に基づき設置されている附属機関であり、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な計画その他重要な事項の調査審議を行っております。

現在、公募委員の辞任に伴い欠員が出ていることから、補充のため公募による委員を募集します。

応募要領

- 【募集人員】** 1名
※審議会全体の人数は15名です。
- 【任期】** 委嘱の日（平成30年2月を予定）から平成30年9月15日
- 【応募資格】** 審議内容に関心のある方で、次のいずれにも該当する方
①旭川市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学している方
②平成30年1月31日現在で20歳以上の方
③原則として市の附属機関又は懇談会等の委員に就任していない方
④本市の市議会議員及び職員でない方
- 【応募方法】** 所定の応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファックス、又は電子メールのいずれかの方法で御提出ください。
- 【応募期間】** 平成29年12月18日（月）から
平成30年1月31日（水）まで【必着】
- 【選考方法】** 応募用紙に書かれた「応募の動機」と小論文（旭川市におけるみどりの今後の在り方）の内容を審査し、選考します。
- 【報酬】** 会議1回の出席につき、日額7,700円を支給します。
（所得税等を源泉徴収します。）
- 【その他】**
- ・ 応募の際に提出された書類は、返却いたしませんので御了承ください。
 - ・ 審議会は、年数回程度を予定しています。

【応募用紙提出先・問い合わせ先】

旭川市土木部公園みどり課管理緑化係

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎2階

電話 25-9705 FAX 24-7010

電子メール kouenmidori@city.asahikawa.lg.jp